

教育民生委員会記録

開 会 年 月 日	令和 7 年 10 月 2 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 21 分
出席委員名	◎野崎隆太 ○楠木宏彦 宮崎 誠 中村 功
	北村 勝 吉井詩子 吉岡勝裕 藤原清史
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署 名 者	宮崎 誠 中村 功
担 当 書 記	野村格也
審 査 案 件	議案第 84 号 令和 7 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号） （教育民生委員会関係分）
	議案第 85 号 令和 7 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 88 号 伊勢やすらぎ公園墓地基金条例の制定について
	議案第 90 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
	議案第 91 号 伊勢市子育て支援センター条例の一部改正について
	議案第 92 号 伊勢やすらぎ公園墓地条例の制定について
	議案第 99 号 伊勢フットボールヴィレッジ A ピッチ人工芝張替工事の請負契約について
	請願第 2 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願
	子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）
説 明 員	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長、環境課副参事
	その他関係参与

審査経過

野崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、中村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る9月8日及び16日の本会議において審査付託を受けた「議案第84号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会関係分」他7件を審査し、原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することを決定した。

続いて、「令和7年請願第2号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」は、意見書の提出が求められているため、意見書案の審査を行い、提出することと決定した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎野崎隆太委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は、委員長において宮崎委員、中村委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月8日及び9月16日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました8件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第84号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会関係分】

◎野崎隆太委員長

それでは、「議案第84号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の12ページをお開きください。款4衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、款4衛生費の審査を終わります。

次に、16ページをお開きください。款11教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、款11教育費の審査を終わります。

以上で議案第 84 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 84 号 令和 7 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 85 号 令和 7 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）】

◎野崎隆太委員長

次に、「議案第 85 号 令和 7 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

21 ページをお開きください。21 ページから 31 ページです。本件については一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 85 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 85 号 令和 7 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 88 号 伊勢やすらぎ公園墓地基金条例の制定について】

◎野崎隆太委員長

次に、「議案第 88 号 伊勢やすらぎ公園墓地基金条例の制定について」を御審査願います。

条例等議案書の 17 ページをお開きください。17 ページから 19 ページです。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 88 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 88 号 伊勢やすらぎ公園墓地基金条例の制定について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 90 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、「議案第 90 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

26 ページをお開きください。26 ページから 29 ページです。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で議案第 90 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 90 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、原案

どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 91 号 伊勢市子育て支援センター条例の一部改正について】

◎野崎隆太委員長

次に、「議案第 91 号 伊勢市子育て支援センター条例の一部改正について」を御審査願います。

30 ページをお開きください。30 ページから 32 ページです。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 91 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 91 号 伊勢市子育て支援センター条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 92 号 伊勢やすらぎ公園墓地条例の制定について】

◎野崎隆太委員長

次に、「議案第 92 号 伊勢やすらぎ公園墓地条例の制定について」を御審査願います。

33 ページをお開きください。33 ページから 42 ページです。

御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

ここで、やすらぎ公園のところで 2、3 点お伺いしたいなと思います。この公園条例に基づいてですね、これまでの公社から市営化されると、市の直営になると、こういうことになるんですが、その市に移行する部分で、使用者にですね、契約者にとって変更点とかいうのは、どのようになっているんでしょうか。

◎野崎隆太委員長
環境課副参事。

●井村環境課副参事

公社から市営化するという事で、使用者の変更点でございますが、これまで教育民生委員協議会で御説明したとおりですね、約 6,400 区画が販売済みであることを踏まえまして、既に使用されている方との公平性の確保、墓所の安定運営の観点からですね、墓地の使用料や管理料等の料金体系は変えずに現行の公社の管理規則を基本に条例化しようとするものでございますので、使用上の大きな変更はなく、市営化後は使用者の方々により安心して永続的に墓地が使用できるものと考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。そうすると、これまでと一緒のような使い方ができると、費用的にもそのまま継承すると、変更なく継承していくということで理解させていただきました。そうするとその件についての、市に移るということについて、その使用者への広報と
いうのか、周知はどのように、もう既にされているんでしょうか。

◎野崎隆太委員長
環境課副参事。

●井村環境課副参事

使用者さんへの周知に関しましては、今回の議案が可決しておりませんので、明確な周知はしておりません。この議案がお認めいただきましたら、使用者の方へ周知してまいりたいと考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長
中村委員。

○中村功委員

分かりました。契約が前公社と使用者の方と行われているんですが、今後この変更によってですね、再契約とかそういうようなことは、法律上というのか、問題なく引き継がれるんでしょうか。

◎野崎隆太委員長
環境課副参事。

●井村環境課副参事

こちらの条例のほうの、40 ページのほうに経過措置が設けさせてもらっています。これは解散前の公益財団法人伊勢市霊園公社が定めた規程により、手続きしたものは市営化後も有効であるっていうことを書かさせていただいておるので、変更点については、特にないと考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、再契約とかわざわざもう一回同じように市とその使用者が契約は取り交わさないと、そのままの状態で周知だけというようなことかな、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎野崎隆太委員長

環境課副参事。

●井村環境課副参事

大きな契約の変更点っていうのはございませんが、ただ年間の管理料のほうで口座振替を手続きをされてる方、これについては銀行さんも絡んできますので、その方々については、改めて口座振替の申請をしていただく、そういった手続きは残るとは思います。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

中村委員。

○中村功委員

事務的な部分はあるということですので、間違いのないようにしたっていただきたいなと思います。

あとですね、一つ市営化によって、一般会計に入ってくると思うんです。お金の関係とか運営が入ってくるかと思うんですが、例えば特別会計とか、このやすらぎ公園に関して独立をさせるような、その会計上ですね、そういう考え方はあるんでしょうか。

◎野崎隆太委員長

環境課副参事。

●井村環境課副参事

会計の区別についてでございますが、墓地の運営につきましてはですね、法令的に特別会計で区分しなければならないものでないこととですね、これまでの市営墓地、大世古墓地、大湊墓地、小俣若山墓地、これに関しても一般会計の衛生費、墓地費の市営墓地管理

一般経費で計上しております。新たにやすらぎ公園墓地を市営化することによりまして、4つ目の墓地を管理することになりますので、一般会計と区別してですね、特別会計を設けずに、これまでの墓地運営の考え方と同じ考え方で会計処理をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
中村委員。

○中村功委員

そうすると、やすらぎ公園だけ単独で、例えば赤字なのか黒字なのかというのがちょっと分かりにくくなるように思うんですが、その辺の工夫というか、他の市営墓地もそうなんだろうけども、規模が多分違うと思いますので、その辺はどのように処理をされていくんでしょうか。

◎野崎隆太委員長
環境課副参事。

●井村環境課副参事

大きくは特別会計を設けませんけども、当面の間はですね、大きな墓地を管理することになりますので、やすらぎ公園墓地での収支が分かるような事務処理はしてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
御発言もないようですので、議案第92号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第92号 伊勢やすらぎ公園墓地条例の制定について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 99 号 伊勢フットボールヴィレージAピッチ人工芝張替工事の請負契約について】

◎野崎隆太委員長

次に、「議案第 99 号 伊勢フットボールヴィレージAピッチ人工芝張替工事の請負契約について」御審査願います。

69 ページをお開きください。69 ページから 72 ページです。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 99 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 99 号 伊勢フットボールヴィレージAピッチ人工芝張替工事の請負契約について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【令和 7 年請願第 2 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願】

◎野崎隆太委員長

次に、「令和 7 年請願第 2 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは、令和 7 年請願第 2 号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「令和 7 年請願第 2 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」について、採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎野崎隆太委員長

起立全員であります。

よって、令和7年請願第2号は、採択すべしと決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

◎野崎隆太委員長

休憩を解き会議を開きます。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

それでは、採択すべしと決定をいたしました、「令和7年請願第2号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については、意見書の提出を求めたものであり、本請願が本会議で採択された場合には、請願に関わる意見書の提出が必要となってまいりますので、意見書案について御審査を願います。

それでは、文案を用意しておりますので、書記に配付させます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時18分

【子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）】

◎野崎隆太委員長

休憩を解き会議を続けます。

それでは、「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」について御協議を願います。

御発言はありませんか。

楠木副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この請願事項の部分、太い字でアンダーラインが引いてもらっているところだけれども、ここだけが「だ」「である」調になっているんですね、「求める」と。他のところが「です」とか、「ます」になっているんだけど、何となく句調として、ここも「です」「ます」にしたほうがいいのか、それともこれ、請願事項だからこのままでいいのか、ど

うなんでしょうかという一つの意見、もしそのままでいいと言われるならそれでいいんですけど。

◎野崎隆太委員長

ただいま、楠木副委員長より御発言がありました。この件について、御発言のある方、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

中村委員。

○中村功委員

ルールのものであれば、そのままでいいんじゃないんでしょうか。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありますでしょうか。

北村委員。

○北村委員

私も請願ということであるならば、このような形でいいと思いますけど。

◎野崎隆太委員長

お二人からそのままでという御意見がございますけれども、意見書の文案については、このまま採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議ないということで、このまま、この意見書案のとおり採決に入らせていただければと思います。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

◎野崎隆太委員長

休憩を解き会議を続けます。

お諮りいたします。

「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」については、文案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

なお、本請願が本会議で採択された場合、意見書案は、本来ですね、委員会全会一致ですので、委員会名となるところではございますけども、今回私が反対の立場でございますので、賛成者の連名とさせていただきたいと思います。

また、報告についても提案者副委員長という形で取らせていただきます。御了承ください。よろしくお願いいたします。

他に発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようでありますので、意見書案についての審査を終わります。

以上で御審査いただきます案件の審査は全て終わりましたので、これをもって教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時21分

上記署名する。

令和7年10月2日

委員長

委員

委員